働き方改革関連法の概要及び 改正労働基準法等のポイントと実務対応

本年6月29日、働き方改革関連法が成立し、残業時間の上限規制や、正社員と非正規の不合理な待遇差を解消する「同一労働同一賃金」、高収入の一部専門職を労働時間の規制から外す「高度プロフェッショナル制度」の導入などが、平成31年4月1日より順次施行されることとなります。

そこで今回は、新潟労働局の担当官を招き、最新の情報を基に標記セミナーを開催することといたしました。なお、今回は下越地区のオープンセミナーといたしますので、多数のご参加をお待ちしております。

CONTENTS

- 1. 今回成立した働き方改革関連法の概要
 - ・労働基準法、労働安全衛生法、同一労働同一賃金関連法などの改正点
- 2. 平成31年度より順次義務化される労働基準法等のポイントと実務対応
 - 時間外労働の上限規制
 - 年休5日取得義務化
 - フレックスタイム制の清算期間延長
 - 高度プロフェッショナル制度 など

	開催日時	平成30年10月26日(金) 14時00分~16時00分(質疑応答含む)		
会 場		経協会館3階ホール(新潟県経営者協会) 新潟市中央区川岸町1-47-3		
	講師	新潟労働局 雇用環境・均等室 労働紛争調整官 中山 貴順 氏		
定員		6 0 名 (定員に達し次第締め切らせていただきます。)		
受講料	会 員	無 料 (1会員2名まで) (3名以上は1名に付2,000円(消費税込)を当日現金で申し受けます。)		
	会員外	1 名 2,000 円 (消費税込) (当日現金で申し受けます。)		

申 込 方 法	下記申込書にて FAX(025-267-2310) または ホームページ(http://www.niigata-keikyo.jp)よりお申し込みください。 ※受講票は発行いたしません。定員に達し、受講できない場合はご連絡いたします。		
申込締切日	平成30年10月19日(金)		
お問合せ	(一社)新潟県経営者協会 事務局 TeL(025)267-2311		

(一社)新潟県経営者協会中越支部 行 FAX (025)267-2310

下越支部人事労務セミナー申込書(10/26)

会	社	名	
所	在	地	(〒)
۱̈́J	担当	者	お名前 所属・役職
連	絡	先	TEL: FAX:

	参加者氏名(フリカ	所属・役職	
1	()	
2	()	
3	()	
4	()	
5	()	

ご記入いただいた個人情報につきましては今後のセミナーおよび講演会、主催者が取り扱う商品・サービスのご案内の目的のみに使用いたします。なお、第三者に提供することはございません。